

建設コンサルタント業務等の技術評価型の
受託者選定の手引き

平成 27 年度

一般社団法人 全国上下水道コンサルタント協会

目 次

1. はじめに	1
2. 受託者選定方式の概要	2
(1) 発注方式の概要	2
1) プロポーザル方式	2
2) 総合評価落札方式	2
3) 価格競争入札方式	2
(2) 発注方式の選定フロー	2
(3) 発注方式別の評価項目と評価テーマ数について	4
(4) 標準的な業務内容に応じた発注方式事例	5
3. 実施手順（案）	6
4. 評価・審査の基本的な考え方と評価基準（案）	8
(1) 評価・審査に関する基本的な考え方	8
1) 評価方法	8
2) 参加要件	8
3) 評価・審査時の留意事項	8
(2) 評価基準（案）	9
5. 総合評価落札方式における落札者決定方法	11
1) 評価値の算出方法	11
2) 価格評価点と技術評価点の設定	11
3) 価格評価点の算出方法	11
4) 技術評価点の算出方法	11
参 考 資 料	12
① 同種・類似業務の取扱事例	13
② 評価基準（案）参考資料	16

1. はじめに

上下水道事業のニーズや課題が多様化・高度化する中で、地方公共団体の技術支援を実施してきた上下水道コンサルタントの役割は益々重要となっており、コンサルタントの成果の良し悪しが事業の品質やコストに大きな影響を及ぼします。このため、業務の内容や目的に応じて適切に業務を遂行できる技術力と実績を有したコンサルタントを選定することの必要性が高まっていると考えております。

そこで、当協会では、平成 21 年 4 月に国土交通省が直轄事業を対象とした「建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価落札方式の運用ガイドライン」を参考として、地方公共団体の皆様が業務の受託者を選定する際に、技術評価に重点を置いた契約制度を採用していただくよう、「総合評価落札方式（水コン協提案簡易型）」を平成 21 年 11 月に作成し、積極的な活用をお願いしてまいりました。

その後、平成 23 年 6 月、及び平成 27 年 3 月に「建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価落札方式の運用ガイドライン」（調査・設計等分野における品質確保に関する懇談会）（以下、「国ガイドライン」という。）が改定されて内容が大きく変化し、さらに、平成 26 年 6 月には「公共工事の品質確保の促進に関する法律」いわゆる品確法が改正され、公共工事に係る調査・設計の品質確保に関しても、価格と品質が総合的に優れた内容の契約とすることが必要と位置づけられております。

そこで、本協会では高度な技術力を必要とする業務には、プロポーザル方式や総合評価落札方式の採用が促進されるよう、「建設コンサルタント業務等の技術評価型の受託者選定の手引き」を作成致しました。

本手引きでは、以下の点に配慮して作成しております。

- ① 「国ガイドライン」では、プロポーザル方式、総合評価落札方式ともに、二段階にて受託者を評価・選定する手順となっておりますが、本手引きでは、より簡略な方式として一段階にて受託者を評価・選定する方式を提案しております。
- ② 地方公共団体の担当者の皆様が、プロポーザル方式や総合評価落札方式を採用する際に参考としていただけるよう、「国ガイドライン」に基づき簡易で判りやすい手順や評価基準等を記載しております。
- ③ 一般市町村の担当者の皆様が活用することを考え、プロポーザル方式・総合評価落札方式については、簡易公募型に絞って作成しております。
- ④ 本手引きは下水道事業を対象に作成しておりますが、手順や評価基準等については上水道事業の受託者選定時においても参考にさせていただくことが可能な内容としております。
- ⑤ 手続きの詳細な実施手順や本手引きにて提示した以外の評価・選定手法を採用する場合は、「国ガイドライン」を参照していただくようにしております。

地方公共団体の皆様が、高度な技術力を必要とする業務においてプロポーザル方式や総合評価落札方式の採用されるにあたって、本手引きを活用され、適切かつ円滑な事業の推進に役立っていただければ幸いです。

2. 受託者選定方式の概要

(1) 発注方式の種類

1) プロポーザル方式

プロポーザル方式とは、委託者が公告に示した競争参加資格を満たす者の内で、価格以外の要素（技術提案）を考慮した評価を行い、この技術力に基づく競争で受託者を選定する方式です。実際の受託者選定の手続きは、総合評価落札方式とほぼ同様ですが、優先交渉権を確保した民間事業者と契約交渉の協議を行うことが特徴として挙げられます。

2) 総合評価落札方式

総合評価落札方式とは、落札者の決定に当たって、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者の内、価格のみならず、技術力等その他の条件が最も有利なものをもって申込みをした者を受託者とする方式です。

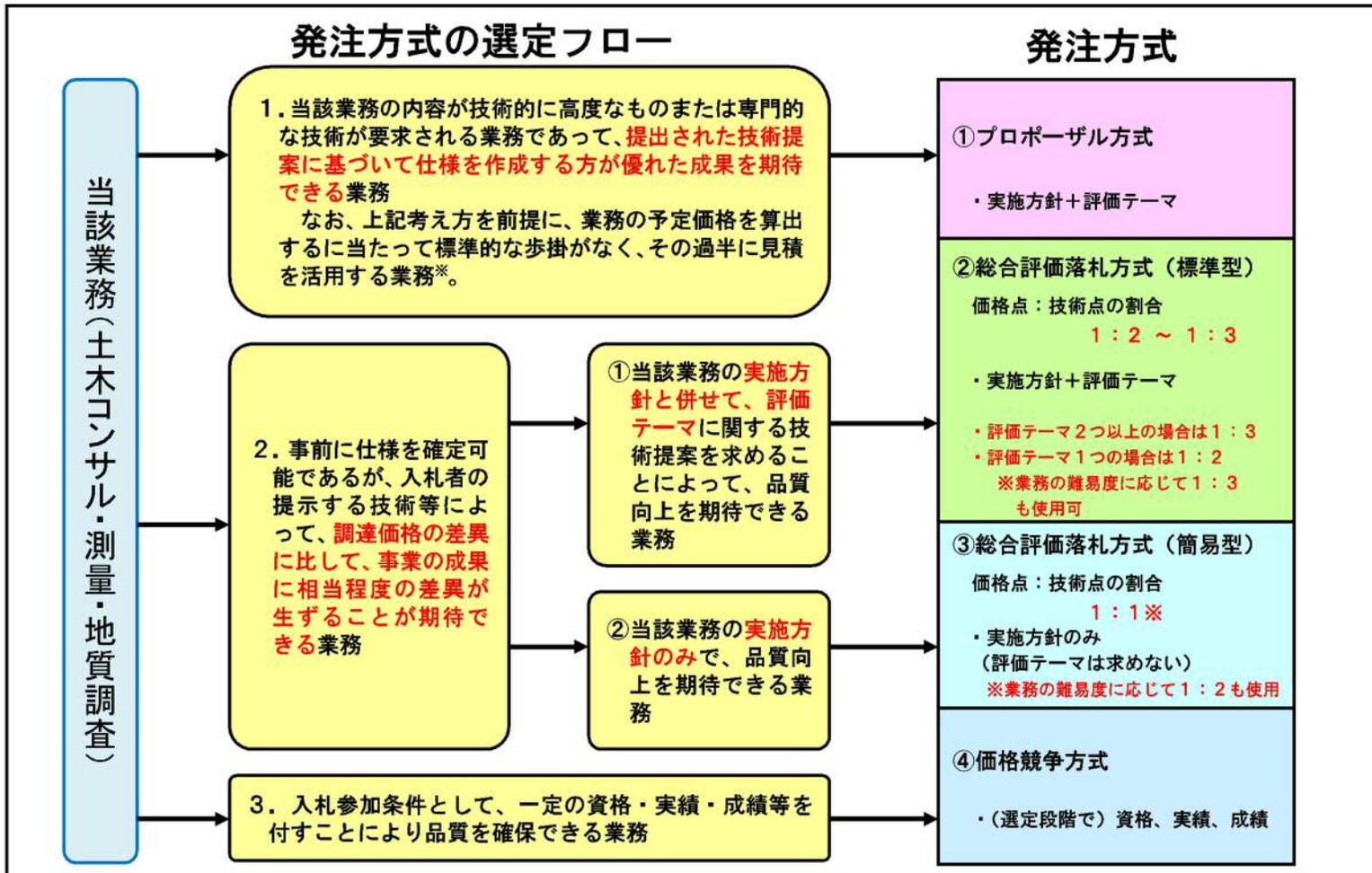
3) 価格競争方式

価格競争方式とは、入札参加要件として一定の資格・成績等を付すことにより、品質を確保できる業務を対象に入札により競争させ、委託者に最も有利な条件を提示した入札者を受託者とする方式です。

(2) 発注方式の選定フロー

建設コンサルタント業務等の発注方式の選定にあたっては、当該業務の内容を照らしたうえで「プロポーザル方式」、「総合評価落札方式」、「価格競争方式」のいずれかを選定する必要があります。

各方式を選定する際の発注方式選定フローを図 2-1 に示します。



* 予定価格の算出においてその過半に見積を活用する業務であっても、業務の内容が技術的に高度ではないもの又は専門的な技術が要求される業務ではない簡易なものについては総合評価落札方式又は価格競争方式を選定できる

図 2-1 建設コンサルタント業務等の発注方式の基本選定フロー

出典：国土交通省技術資料

(3) 発注方式別の評価項目と評価テーマ数について

発注方式別の評価項目と評価テーマ数を表 2-1 に示します。

プロポーザル方式の評価項目は、企業の経験・能力、予定技術者の経験・能力及び実施方針と評価テーマに関する提案内容です。総合評価方式はこれらの項目に加えて、価格が評価項目に加わります。

表 2-1 に示す総合評価落札方式の評価テーマ数と「価格点：技術点」の割合は標準的なものであり、適宜設定可能です。また、評価テーマが1つであっても、その評価テーマが業務成果等に大きく影響を及ぼすものは価格点：技術点の割合を1：3に設定することも可能です。

表 2-1 発注方式別の評価項目と評価テーマ数

	タイプ	評価項目	評価テーマ数	選定方式
プロポーザル方式	—	<ul style="list-style-type: none"> ・企業の経験・能力 ・予定技術者の経験・能力 ・実施方針+評価テーマ 	評価テーマ数は適宜設定（1～3テーマ） ※本手引きでは、2テーマを想定	<ul style="list-style-type: none"> ・公募型 ・簡易公募型 ・標準プロポーザル
総合評価落札方式	標準型	<ul style="list-style-type: none"> ・企業の経験・能力 ・予定技術者の経験・能力 ・実施方針+評価テーマ ・価格 	価格点：技術点の割合に応じて評価テーマ数を設定 ※本手引きでは、価格点：技術点の割合1:2、1:3ともに2テーマを想定	<ul style="list-style-type: none"> ・公募型 ・簡易公募型
	簡易型	<ul style="list-style-type: none"> ・企業の経験・能力 ・予定技術者の経験・能力 ・実施方針 ・価格 	評価テーマは求めない （価格点：技術点の割合は、1:1）	<ul style="list-style-type: none"> ・公募型 ・簡易公募型
価格競争方式	—	—	—	<ul style="list-style-type: none"> ・公募型 ・簡易公募型 ・通常指名

赤色部分：本手引きにて整理した受託者選定方式

なお、本手引きでは、プロポーザル方式、総合評価落札方式ともに、一般市町村で採用事例の多い、「簡易公募型」の受託者選定方式について整理しております。

(4) 標準的な業務内容に応じた発注方式事例

下水道事業の標準的な業務内容に応じた発注方式事例を図 2-2 に示します。この資料は、「国ガイドライン」の資料に水コン協において追記した資料です。

なお、図 2-2 は標準的な業務内容に応じた発注方式との関係を模式的に目安として示したもので、発注業務毎に業務量や業務に求められる能力（知識、構想力、応用力）を勘案し、発注方式を選定してください。

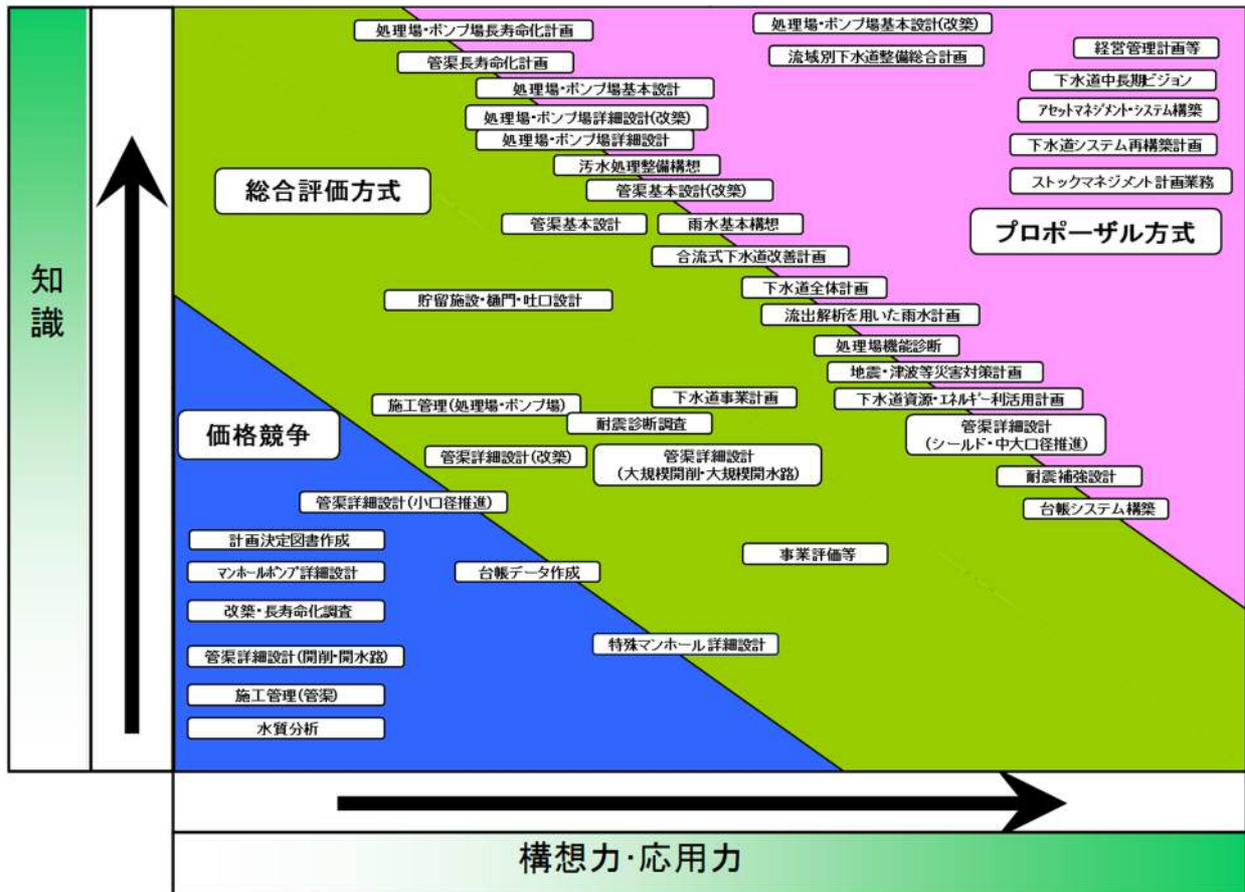


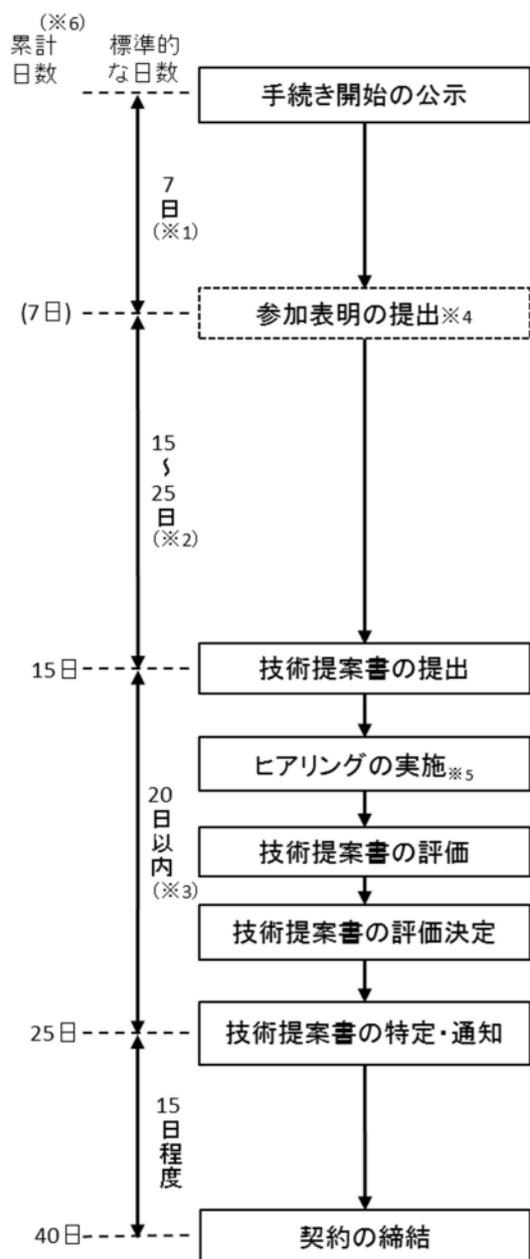
図 2-2 下水道事業の発注方式事例

資料：国土交通省技術資料を参考に水コン協作成

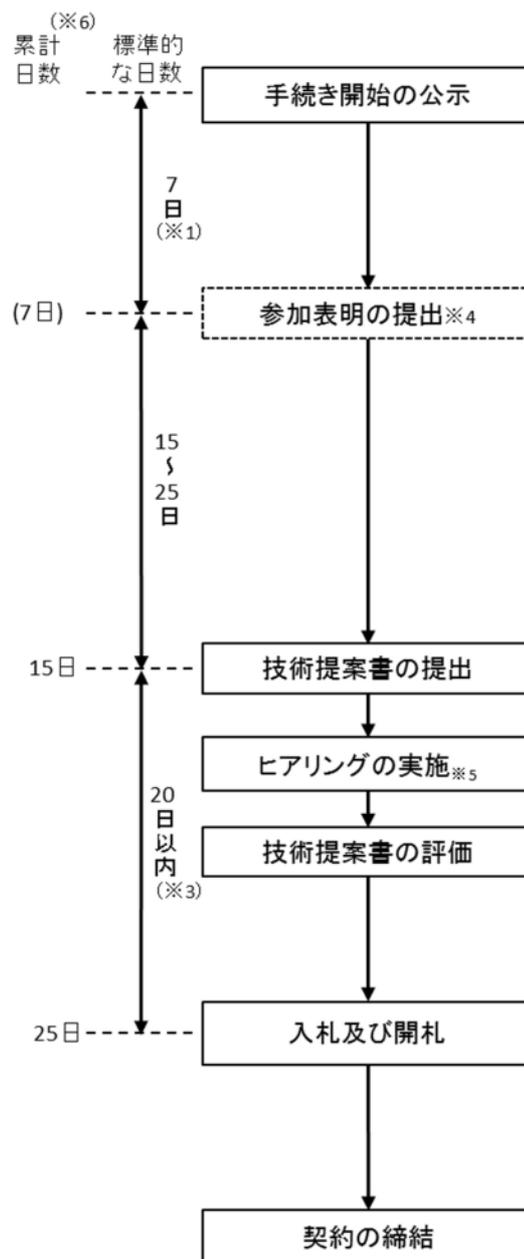
3. 実施手順（例）

プロポーザル方式及び総合評価落札方式の実実施手順（例）を図 3-1 に示します。プロポーザル方式及び総合評価落札方式ともに手続き開始の公示後、参加表明、技術提案書を提出し、ヒアリングを実施します。その後、プロポーザル方式の場合は、技術提案書の評価、評価決定、特定・通知を行い、契約を締結します。総合評価落札方式の場合は、技術提案書の評価、入札及び開札を行い、契約を締結します。なお、本手引きでは、一般の地方公共団体がより活用しやすくするため、1段階で受託者を評価・選定する方式を提案しています。

プロポーザル方式(簡易公募型)



総合評価落札方式(簡易公募型)



※1 公募型に準ずる方式の場合は10日を標準とします

※2 適宜短縮可能です

※3 累計日数の計算において「20日以内」は便宜上「10日」として取り扱った

※4 2段階選定の場合は、参加表明の提出後、技術提案書を提出します。1段階選定の場合は、参加表明と技術提案書を同時に提出することを想定します

※5 ヒアリングを実施しない場合もあります

※6 累計日数は最短日数で計算しています

図 3-1 プロポーザル方式・総合評価方式の実施手順 (例)

資料: 「国ガイドライン」(平成 27 年 3 月) を参考に水コン協作成

4. 評価・審査の基本的な考え方と評価基準（案）

(1) 評価・審査に関する基本的な考え方

1) 評価方法

プロポーザル方式及び総合評価落札方式では、企業や管理技術者・担当技術者の経験や能力、実施方針、及び業務毎に設定される評価テーマ等の評価項目に対し、評価基準により評価（点数化）することで、より適切に評価することが可能になります。

2) 参加要件

以下のいずれかに該当する場合は選定しません。

- ① 企業、管理技術者、担当者の経験として過去 10 年間の同種または類似業務の実績がない場合
- ② 企業として技術士（上下水道部門・下水道）、技術士（総合技術監理部門・上下水道・下水道）のいずれかの技術者を保有しない場合
- ③ 下水道部門の建設コンサルタント登録を実施していない場合

3) 評価・審査時の留意事項

以下の事項について十分留意し、評価及び審査を適切に実施します。

① 地域要件の設定について

プロポーザル方式については、最も優れた技術力を有する者を契約相手とする調達方式であることを踏まえ、一般的には地域要件（企業の所在地）を参加資格要件として設定しません。

② ヒアリングについて

ヒアリングは単独の評価項目とせず、ヒアリングを通じた技術者の評価、技術提案内容の確認結果を、「実施方針等」及び「評価テーマ」の評価に反映させます。

③ CPD（継続教育）の評価について

建設系 CPD 協議会に加盟する団体の推奨単位以上を取得しているものについて評価します。なお、CPD 単位取得の証明は当該業務の公示日から 1 年以内又は公示日以降に発行されたものであり、公示日から過去 1 年以内に証明期間の一部が含まれている「単位取得証明書」を提出する必要があります。

④ 業務実施体制

業務実施体制が下記のいずれかの項目に該当する場合には選定しません。

- 業務の分担構成が不明確または不自然な場合。
- 設計共同体による場合に、業務の分担構成が細分化され過ぎている場合、一つの分担業務を複数の構成員が実施することとしている場合。

⑤ 参考見積り

プロポーザルにおいて、提示した業務規模と大きくかけ離れているか、提案内容に対して見積りが不適切な場合には、特定しない場合があります。

(2) 評価基準（案）

表 2-2 に評価基準（案）を示します。表 2-2 は、「国ガイドライン」を参考に設定を行っていますが、一般の地方公共団体がより活用しやすくするため、1 段階で受託者を評価・選定する方式を採用しています。なお、総合評価落札方式については、表 2-2 の技術評価に加え、価格も考慮する必要があります。

本手引きでは、総合評価落札方式の「価格点：技術点」の重みについて「1：3」「1：2」の 2 ケースを設定しています。

- プロポーザルの評価基準（簡易公募型）
- 総合評価の評価基準（標準型 1：3）
- 総合評価の評価基準（標準型 1：2）

今回設定した評価基準(案)による各ケースの評価比率の一覧を図 4-1 に示します。

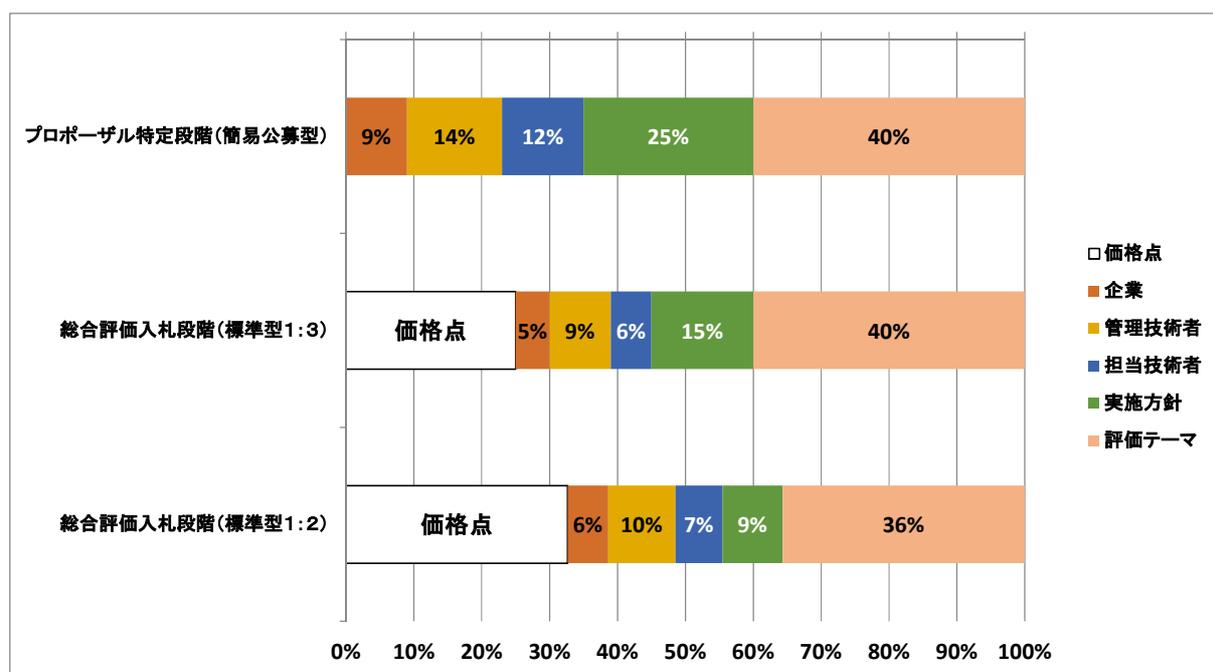


図 4-1 各ケースの評価比率の一覧

表 2-2 評価基準（案）

評価項目		配点			
		プロポーザル	総合評価		
			1:3	1:2	
企業の経験及び能力	過去 10 年間の同種業務の実績	5	2	2	
	地域貢献度（災害復旧支援の実績）	—	1	1	
	業務執行技術力（技術士等の資格）	4	1	2	
	技術部門登録	下水道部門として登録を実施していない場合は選定しない			
小計		9	4	5	
管理技術者の経験及び能力	資格要件（技術士等の資格）	4	2	3	
	過去 10 年間の同種業務の実績	4	1	2	
	過去 4 年間の表彰の有無	2	1	1	
	地域精通度（県内または県外の隣接する地方公共団体の受注実績）	1	1	1	
	契約金額 500 万円以上の手持ち業務の件数	2	1	1	
	C P D（C P D 取得単位）	1	1	1	
担当技術者の経験及び能力 ※複数担当者の場合には、平均点で評価する	資格要件（技術士等の資格）	4	3	3	
	過去 10 年間の同種業務の実績	4	2	3	
	過去 4 年間の表彰の有無	2	—	—	
	契約金額 500 万円以上の手持ち業務の件数	2	—	—	
小計		26	12	15	
実施方針・実施フロー・工程表・その他	業務理解度	10	4	4	
	実施手順	10	4	4	
	その他（有益な提案の有無）	5	4	—	
全体（評価テーマ間の整合性）		6	4	4	
特定テーマ 1 及び 2	的確性	必要なキーワードの適切な明示	各 3	各 3	各 3
		考慮すべき主要事項の的確な明示	各 4	各 4	各 4
	実現性	業務内容の説得力	各 4	各 4	各 4
		提案事項を裏付ける根拠	各 3	各 3	各 3
独創性	新工法の採用等独創性のある提案	各 3	—	—	
参考見積	業務コストの妥当性	大きくかけ離れる場合は特定しない			
小計		65	44	40	
合計		100	60	60	

5. 総合評価落札方式における落札者決定方法

入札価格が予定価格の制限の範囲内にある者のうち、評価値の最も高いものを落札者とします。

1) 評価値の算出方法

評価値＝価格評価点＋技術評価点

2) 価格評価点と技術評価点の設定

技術評価点の満点は 60 点に固定し、価格評価点の満点を評価値配点割合に応じ決定します。価格点と技術点の比率に応じた価格評価点は以下の通りです。

- ・ 価格評価点：技術評価点の配点割合が 1：2 の場合、価格評価点は 30 点となります。
- ・ 価格評価点：技術評価点の配点割合が 1：3 の場合、価格評価点は 20 点となります。

3) 価格評価点の算出方法

価格評価点は下記の計算式により算出し、小数 5 位切り捨て、小数 4 位止めとします。

価格評価点＝（価格評価点の配分点）×（1－入札価格／予定価格）

【算出例】

価格評価点：技術評価点の配点割合 1：2

入札価格 9,000,000 円、予定価格 9,800,000 円のケース

$$\begin{aligned} \text{価格評価点} &= 30 \text{ 点} \times (1 - 9,000,000 / 9,800,000) \\ &= 2.4490 \text{ 点} \end{aligned}$$

4) 技術評価点の算出方法

技術評価点は下記の計算式により算出し、小数 5 位切り捨て、小数 4 位止めとする。

技術評価点 = 60 点 × 技術評価の得点合計点(※2) / 技術評価の配点合計点(※1)

※1「技術評価の配点合計」とは、入札説明書で示す技術評価ウェイトの総計

※2「技術評価の得点合計」とは各企業の技術評価ウェイトに対する得点の総計

今回の事例は、技術評価の合計点が 60 点のため、評価点をそのまま計上してください。

参 考 資 料

- ① 同種・類似業務の取扱事例
- ② 評価基準（案）

① 同種・類似業務の取扱事例

プロポーザル方式、総合評価落札方式ともに、同種・類似業務の設定を行い、企業及び予定技術者の評価を適切に行う必要があります。

「同種業務」とは、一般的な技術体系の中で、発注する業務内容を勘案し、同種の技術内容によって行われた業務です。また、「類似業務」とは、一般的な技術体系の中で、発注する業務内容を勘案し、類似の技術内容によって行われた業務のうち、十分な競争参加者を確保するために必要な業務内容を「類似業務」として取り扱います。

本手引きでは、同種・類似業務の事例を 2 案（CASE1：標準案、CASE2：厳しい基準案）を作成しましたが、この事例は目安としていただき、業務内容による必要な能力（知識、構想力、応用力）を勘案し、同種・類似業務を選定してください。

② 評価基準（案）

「国ガイドライン」を参考に設定した評価基準（案）を次頁以降に示します。

本手引きでは一段階にて受託者を評価・選定する方式をとりまとめているので、評価基準（案）についても、一段階で企業や管理技術者・担当技術者の経験や能力、実施方針、及び業務毎に設定される評価テーマ等を評価できるように作成しました。

設定したケースは、下記の3ケースですが、2段階にて受託者を評価・選定する場合は、「国ガイドライン」を参考に評価基準を作成してください。

- プロポーザルの評価基準（簡易公募型）
- 総合評価の評価基準（標準型1：3）
- 総合評価の評価基準（標準型1：2）

プロポーザル方式 (1/3)

評価項目	評価段階別 重み	評価の段階 (①～⑤) 1.0～0は配点に対する評価比率					配点	備考
		① 1.0	② 0.8	③ 0.6	④ 0.2	⑤ 0		
企業の経験 及び能力	過去10年間の同種 業務の実績	同種業務の実績が3件以上ある 特殊な業務の場合、研究実績がある	同種業務の実績がある 特殊な業務の場合、研究実績がある	類似業務の実績が3件以上ある	類似業務の実績がある		5	「実績なし」の場合は選定しない
	業務執行技術力	技術士（上下水道部門-下水道、または、総合監理部門-上下水道-下水道）を3人以上保有している		技術士（上下水道部門-下水道、または、総合監理部門-上下水道-下水道）を保有している			4	左記の技術者を保有していない場合には選定しない
	技術部門登録						—	下水道部門の建設コンサルタント登録を実施していない場合には選定しない
小計							9	
管理技術者の 経験及び 能力	資格要件	技術士（上下水道部門-下水道、および、総合監理部門-上下水道-下水道）	技術士（上下水道部門-下水道、または、総合監理部門-上下水道-下水道）	RCCM（下水道部門）、第1種下水道技術検定の合格者			4	左記の資格を有していない場合は選定しない
	過去10年間の同種 業務の実績	同種業務の実績が3件以上ある 特殊な業務の場合、研究実績がある	同種業務の実績がある 特殊な業務の場合、研究実績がある	類似業務の実績が3件以上ある	類似業務の実績がある		4	「実績なし」の場合は選定しない 管理技術者としての実績に絞ることも可能
	過去4年間の表彰 の有無	過去4年間に対象自治体の優良業務表彰の実績がある					2	
	地域精通度	過去10年間に当該地方公共団体の都道府県内及び県外の隣接する地方公共団体の下水道事業での受注業務の実績が3件以上ある		過去10年間に当該地方公共団体の都道府県内及び県外の隣接する地方公共団体の下水道事業での受注業務の実績がある。			1	過去10年間の同一県内の受注実績は、JS、公社、第3セクター等からの受託案件も含む 各都市の実情により、県外地方公共団体を含むかどうか判断する
	契約金額500万円以上の手持ち業務の件数	管理技術者または担当者として従事している業務が5件以下。ただし、契約金額の合計が5千万円を超える場合には、6件以上と評価する。		管理技術者または担当者として従事している業務が6件以上10件以下。ただし、契約金額の合計が4億円を超える場合には、11件以上と評価する。		管理技術者または担当者として従事している業務が11件以上。	2	申し込み期日時点における、テクリス登録件数での判断とする。
	CPD	建設系CPD協議会に加盟する団体の推奨単位以上を取得している					1	

注：評価項目、配点、評価段階別重みについては、各都市の実情を勘案して変更が可能です。

プロポーザル方式 (2/3)

評価項目	評価段階別 重み	評価の段階 (①~⑤) 1.0~0は配点に対する評価比率					配点	備考
		① 1.0	② 0.8	③ 0.6	④ 0.2	⑤ 0		
担当技術者の 経験及び 能力	資格要件	技術士(上下 水道部門-下水 道、および、 総合監理部門- 上下水道-下水 道)	技術士(上下 水道部門-下水 道、または、 総合監理部門- 上下水道-下水 道)	RCCM(下水道 部門)、第1種 下水道技術検 定の合格者	第2種下水道 技術検定の合 格者		4	
※複数担当 者の場合に は、平均点 で評価する		※建築は1級建 築士を対象と する						
	過去10年間の同種 業務の実績	同種業務の実 績が3件以上あ る 特殊な業務の 場合、研究実 績がある	同種業務の実 績がある	類似業務の実 績が3件以上あ る	類似業務の実 績がある		4	「実績なし」の場合選定しない 担当技術者としての実績に絞る ことも可能
	過去4年間の表彰の 有無	過去4年間に 対象自治体の優 良業務表彰の 実績がある					2	
	契約金額500万円以 上の手持ち業務の 件数	管理技術者ま たは担当者と して従事して いる業務が5件 以下。ただし、 契約金額の 合計が5千万 円を超える場 合には、6件以 上と評価す る。		管理技術者ま たは担当者と して従事して いる業務が6件 以上10件以 下。ただし、 契約金額の合 計が4億円を 超える場合に は、11件以上 と評価する。		管理技術者ま たは担当者と して従事して いる業務が11 件以上。	2	申し込み期日時点における、テ クリス登録件数での判断とす る。
小計							26	

注：評価項目、配点、評価段階別重みについては、各都市の実情を勘案して変更が可能です。

プロポーザル方式 (3/3)

評価項目	評価段階別 重み	評価の段階 (①~⑤) 1.0~0は配点に対する評価比率					配点	備考
		① 1.0	② 0.8	③ 0.6	④ 0.2	⑤ 0		
実施方針の評価								
実施方針・ 実施フロー・ 工程表・その他	業務理解度	目的、条件、 内容が極めて 適切に表現さ れている	目的、条件、 内容が適切に 表現されてい る	目的、条件、 内容が概ね適 切に表現され ている	目的、条件、 内容の適切に やや欠ける	目的、条件、 内容が適切さ に欠ける	10	
	実施手順	業務実施手順 を示す実施フ ロー及び業務 量の把握が極 めて適切	業務実施手順 を示す実施フ ロー及び業務 量の把握が適 切	業務実施手順 を示す実施フ ロー及び業務 量の把握が概 ね適切	業務実施手順 を示す実施フ ロー及び業務 量の把握がや や不適切	業務実施手順 を示す実施フ ロー及び業務 量の把握が不 適切	10	
	その他	業務に対して 極めて有益な 提案がなされ ている	業務に対して 有益な提案が なされている	業務に対して ある程度有益 な提案がなさ れている	業務に対して 有益な提案が なされていない	業務に対して 有益な提案が なされていない	5	
特定テーマの評価								
全体(評価テーマ間の整合性)		複数の評価 テーマ案の整 合性が極めて 高い	複数の評価 テーマ案の整 合性が高い	複数の評価 テーマ案の整 合性が概ね固 られている	複数の評価 テーマ案の整 合性がやや薄 い	複数の評価 テーマ案の整 合性が固られ ていない	6	
特定テーマ 1及び2	的確性	必要なキー ワードが着眼 点、問題点、 解決方法など の中に盛り込 まれ、極めて 適切に示され ている。	必要なキー ワードが着眼 点、問題点、 解決方法など の中に盛り込 まれ、適切に 示されている。	必要なキー ワードが着眼 点、問題点、 解決方法など の中に盛り込 まれ、概ね示 されている。	必要なキー ワードがやや 少ない。		各3	
		考慮すべき主 要事項が極め て適切に示さ れている	考慮すべき主 要事項が適切 に示されてい る	考慮すべき主 要事項が概ね 示されている	考慮すべき主 要事項がやや 少ない		各4	
	実現性	業務内容の説 得力が極めて 高い	業務内容の説 得力が高い	業務内容の説 得力が概ね示 されている	業務内容の説 得力がやや欠 ける	提案内容が荒 唐無稽である	各4	
		提案内容を裏 付ける根拠が 極めて明確に 示されている	提案内容を裏 付ける根拠が 明確に示され ている	提案内容を裏 付ける根拠が 概ね示されて いる	提案内容を裏 付ける根拠が やや乏しい	提案内容の裏 付けが明らか でない	各3	
独創性	極めて高度な 検討手法の提 案がある	高度な検討手 法の提案があ る	検討手法の提 案がある	提案の工夫が 乏しい	提案に工夫が 見られない	各3	具体的な評価内容例は次のとおり。 ・工学的知見 ・周辺分野や異分野技術の採用 ・複数の既存技術の統合化 ・新工法の採用	
参考見積り 性	業務コストの妥当 性	提示した業務規模と大きくかけ離れているか、提案内容に対して見積りが不適切な場合には、特定しない場合があり得る。					—	
小計							65	
合計							100	

注：評価項目、配点、評価段階別重みについては、各都市の実情を勘案して変更が可能です。

総合評価方式（標準型 1：3）（1/2）

評価項目	評価段階別重み	評価の段階（①～⑤） 1.0～0は配点に対する評価比率					配点 総合評価 1：3	備考
		① 1.0	② 0.8	③ 0.6	④ 0.2	⑤ 0		
企業の経験 及び能力	過去10年間の同 種業務の実績	同種業務の実績 が3件以上ある 特殊な業務の場 合、研究実績が ある	同種業務の実績 がある 特殊な業務の場 合、研究実績が ある	類似業務の実績 が3件以上ある	類似業務の実績 がある		2	「実績なし」の場合は、選定し ない
	業務執行技術力	技術士（上下水 道部門-下水道、または、総 合監理部門-上 下水道-下水道）を3人以上 保有している		技術士（上下水 道部門-下水道、または、総 合監理部門-上 下水道-下水道）を保有して いる			1	左記の技術者を保有していない 場合には選定しない
	地域貢献度	下水道事業での 災害復旧支援の 実績あり		他事業での災害 復旧支援の実績 あり		実績なし	1	
小計							4	
管理技術者 の経験及び 能力	資格要件	技術士（上下水 道部門-下水道、および、総 合管理部門-上 下水道-下水道）	技術士（上下水 道部門-下水道、または、総 合管理部門-上 下水道-下水道）	RCCM（下水道部 門）、第1種下 水道技術検定の 合格者			2	左記の資格を有していない場合 は選定しない
	過去10年間の同 種業務の実績	同種業務の実績 が3件以上ある 特殊な業務の場 合、研究実績が ある	同種業務の実績 がある 特殊な業務の場 合、研究実績が ある	類似業務の実績 が3件以上ある	類似業務の実績 がある		1	「実績なし」の場合は、選定し ない 管理技術者としての実績に絞る ことも可能
	過去4年間の表 彰の有無	過去4年間に対 象自治体の優良 業務表彰の実績 がある					1	
	地域精通度	過去10年間に当 該地方公共団体 の都道府県内及 び県外の隣接す る地方公共団体 の下水道事業で の受注業務の受 注実績が3件以 上ある		過去10年間に当 該地方公共団体 の都道府県内及 び県外の隣接す る地方公共団体 の下水道事業で の受注業務の受 注実績がある。			1	過去10年間の同一県内の受注実 績は、JS、公社、第3セクター 等からの受託案件も含む 各都市の実情により、県外地方 公共団体を含むかどうか判断す る
	契約金額500万 円以上の手持ち 業務の件数	管理技術者また は担当者として 従事している業 務が5件以下。 ただし、契約金 額の合計が5千 万円を超える場 合には、6件以 上と評価する。		管理技術者また は担当者として 従事している業 務が6件以上10 件以下。ただし 、契約金額の 合計が4億円を 超える場合には 、11件以上と 評価する。		管理技術者また は担当者として 従事している業 務が11件以上。	1	申し込み期日時点における、テ クリス登録件数での判断とす る。
	CPD	建設系CPD協 議会に加盟する 団体の推奨単位 以上を取得して いる					1	
担当技術者 の経験及び 能力 ※複数担当 者の場合に は、平均点 で評価する	資格要件	技術士（上下水 道部門-下水道、および、総 合監理部門-上 下水道-下水道） ※建築は1級建 業士を対象とす る	技術士（上下水 道部門-下水道、または、総 合監理部門-上 下水道-下水道）	RCCM（下水道部 門）、第1種下 水道技術検定の 合格者	第2種下水道技 術検定の合格者		3	
	過去10年間の同 種業務の実績	同種業務の実績 が3件以上ある 特殊な業務の場 合、研究実績が ある	同種業務の実績 がある 特殊な業務の場 合、研究実績が ある	類似業務の実績 が3件以上ある	類似業務の実績 がある		2	「実績なし」の場合は選定しな い 担当技術者としての実績に絞る ことも可能
小計							12	

注：評価項目、配点、評価段階別重みについては、各都市の実情を勘案して変更が可能です。

総合評価方式（標準型 1 : 3）（2/2）

評価項目	評価段階別 重み	評価の段階（①～⑤） 1.0～0は配点に対する評価比率					配点 総合評価 1 : 3	備考
		① 1.0	② 0.8	③ 0.6	④ 0.2	⑤ 0		
実施方針の評価								
実施方針・ 実施フ ロー・工 程表・その他	業務理解度	目的、条件、内容が極めて適切に表現されている	目的、条件、内容が適切に表現されている	目的、条件、内容が概ね適切に表現されている	目的、条件、内容の適切にやや欠ける	目的、条件、内容が適切さに欠ける	4	
	実施手順	業務実施手順を示す実施フロー及び業務量の把握が極めて適切	業務実施手順を示す実施フロー及び業務量の把握が適切	業務実施手順を示す実施フロー及び業務量の把握が概ね適切	業務実施手順を示す実施フロー及び業務量の把握がやや不適切	業務実施手順を示す実施フロー及び業務量の把握が不適切	4	
	その他	業務に対して極めて有益な提案がなされている	業務に対して有益な提案がなされている	業務に対してある程度有益な提案がなされている	業務に対して有益な提案がやや乏しい	記述なし	4	
特定テーマの評価								
全体(評価テーマ間の整合性)		複数の評価テーマ案の整合性が高い	複数の評価テーマ案の整合性が高い	複数の評価テーマ案の整合性が概ね図られている	複数の評価テーマ案の整合性がやや薄い	複数の評価テーマ案の整合性が図られていない	4	
特定テーマ 1及び2	的確性	必要なキーワードが着眼点、問題点、解決方法などの中に盛り込まれ、極めて適切に示されている。	必要なキーワードが着眼点、問題点、解決方法などの中に盛り込まれ、適切に示されている。	必要なキーワードが着眼点、問題点、解決方法などの中に盛り込まれ、概ね示されている。	必要なキーワードがやや少ない。		各3	
		考慮すべき主要事項、地形・環境等の与条件との整合性が極めて適切に示されている。	考慮すべき主要事項、地形・環境等の与条件との整合性が適切に示されている。	考慮すべき主要事項、地形・環境等の与条件との整合性が概ね示されている。	考慮すべき主要事項、地形・環境等の与条件との整合性についての記述がやや少ない。		各4	
	実現性	提案内容の説得力が極めて高い	提案内容の説得力が高い	提案内容の説得力が概ね示されている	提案内容の説得力がやや欠ける	提案内容が荒唐無稽である	各4	
		提案内容を裏付ける根拠が極めて明確に示されている	提案内容を裏付ける根拠が明確に示されている	提案内容を裏付ける根拠が概ね示されている	提案内容を裏付ける根拠がやや乏しい	提案内容の裏付けが明らかでない	各3	
小計							44	
合計							60	

注：評価項目、配点、評価段階別重みについては、各都市の実情を勘案して変更が可能です。

総合評価方式（標準型 1：2）（1/2）

評価項目	評価段階別重み	評価の段階（①～⑤） 1.0～0は配点に対する評価比率					配点 総合評価 1：2	備考
		① 1.0	② 0.8	③ 0.6	④ 0.2	⑤ 0		
企業の経験 及び能力	過去10年間の同 種業務の実績	同種業務の実績 が3件以上ある 特殊な業務の場 合、研究実績が ある	同種業務の実績 がある 特殊な業務の場 合、研究実績が ある	類似業務の実績 が3件以上ある	類似業務の実績 がある		2	「実績なし」の場合は、選定し ない
	業務執行技術力	技術士（上下水 道部門-下水道、または、総 合監理部門-上 下水道-下水道）を3人以上 保有している		技術士（上下水 道部門-下水道、または、総 合監理部門-上 下水道-下水道）を保有して いる			2	左記の技術者を保有していない 場合には選定しない
	地域貢献度	下水道事業での 災害復旧支援の 実績あり		他事業での災害 復旧支援の実績 あり		実績なし	1	
小計							5	
管理技術者 の経験及び 能力	資格要件	技術士（上下水 道部門-下水道、および、総 合監理部門-上 下水道-下水道）	技術士（上下水 道部門-下水道、または、総 合監理部門-上 下水道-下水道）	RCCM（下水道部 門）、第1種下 水道技術検定の 合格者			3	左記の資格を有していない場合 は選定しない
	過去10年間の同 種業務の実績	同種業務の実績 が3件以上ある 特殊な業務の場 合、研究実績が ある	同種業務の実績 がある 特殊な業務の場 合、研究実績が ある	類似業務の実績 が3件以上ある	類似業務の実績 がある		2	「実績なし」の場合は、選定し ない 管理技術者としての実績に絞る ことも可能
	過去4年間の表 彰の有無	過去4年間に対 象自治体の優良 業務表彰の実績 がある					1	
	地域精通度	過去10年間に該 地方公共団体の 都道府県内及び 県外の隣接する 地方公共団体の 下水道事業での 受注業務の受注 実績が3件以上 ある		過去10年間に該 地方公共団体の 都道府県内及び 県外の隣接する 地方公共団体の 下水道事業での 受注業務の受注 実績がある。			1	過去10年間の同一県内の受注実 績は、JS、公社、第3セクター 等からの受託案件も含む
	契約金額500万 円以上の手持ち 業務の件数	管理技術者また は担当者として 従事している業 務が5件以下で ある		管理技術者また は担当者として 従事している業 務が6件以上10 件以下である		業務件数が11件 以上の場合	1	申し込み期日時点における、テ クリス登録件数での判断とす る。
	CPD	建設系CPD協 議会に加盟する 団体の推奨単位 以上を取得して いる					1	
担当技術者 の経験及び 能力 ※複数担当 者の場合に は、平均点 で評価する	資格要件	技術士（上下水 道部門-下水道、および、総 合監理部門-上 下水道-下水道） ※建築は1級建 業士を対象とす る	技術士（上下水 道部門-下水道、または、総 合監理部門-上 下水道-下水道）	RCCM（下水道部 門）、第1種下 水道技術検定の 合格者	第2種下水道技 術検定の合格者		3	
	過去10年間の同 種業務の実績	同種業務の実績 が3件以上ある 特殊な業務の場 合、研究実績が ある	同種業務の実績 がある 特殊な業務の場 合、研究実績が ある	類似業務の実績 が3件以上ある	類似業務の実績 がある		3	「実績なし」の場合は選定しな い
小計							15	

注：評価項目、配点、評価段階別重みについては、各都市の実情を勘案して変更が可能です。

総合評価方式（標準型 1：2）（2/2）

評価項目	評価段階別 重み	評価の段階（①～⑤） 1.0～0は配点に対する評価比率					配点 総合評価 1：2	備考
		① 1.0	② 0.8	③ 0.6	④ 0.2	⑤ 0		
実施方針の評価								
実施方針・ 実施フ ロー・工程 表・その他	業務理解度	目的、条件、内容が極めて適切に表現されている	目的、条件、内容が適切に表現されている	目的、条件、内容が概ね適切に表現されている	目的、条件、内容の適切にやや欠ける	目的、条件、内容が適切さに欠ける	4	
	実施手順	業務実施手順を示す実施フロー及び業務量の把握が極めて適切	業務実施手順を示す実施フロー及び業務量の把握が適切	業務実施手順を示す実施フロー及び業務量の把握が概ね適切	業務実施手順を示す実施フロー及び業務量の把握がやや不適切	業務実施手順を示す実施フロー及び業務量の把握が不適切	4	
	その他	-	-	-	-	-	-	
特定テーマの評価								
全体(評価テーマ間の整合性)		複数の評価テーマ案の整合性が極めて高い	複数の評価テーマ案の整合性が高い	複数の評価テーマ案の整合性が概ね図られている	複数の評価テーマ案の整合性がやや薄い	複数の評価テーマ案の整合性が図られていない	4	
特定テーマ 1及び2	的確性	必要なキーワードが着眼点、問題点、解決方法などの中に盛り込まれ、極めて適切に示されている。	必要なキーワードが着眼点、問題点、解決方法などの中に盛り込まれ、適切に示されている。	必要なキーワードが着眼点、問題点、解決方法などの中に盛り込まれ、概ね示されている。	必要なキーワードがやや少ない。		各3	
		考慮すべき主要事項、地形・環境等の与条件との整合性が極めて適切に示されている。	考慮すべき主要事項、地形・環境等の与条件との整合性が適切に示されている。	考慮すべき主要事項、地形・環境等の与条件との整合性が概ね示されている。	考慮すべき主要事項、地形・環境等の与条件との整合性についての記述がやや少ない。		各4	
	実現性	提案内容の説得力が極めて高い	提案内容の説得力が高い	提案内容の説得力が概ね示されている	提案内容の説得力がやや欠ける	提案内容が荒唐無稽である	各4	
		提案内容を裏付ける根拠が極めて明確に示されている	提案内容を裏付ける根拠が明確に示されている	提案内容を裏付ける根拠が概ね示されている	提案内容を裏付ける根拠がやや乏しい	提案内容の裏付けが明らかでない	各3	
小計						40		
合計						60		

注：評価項目、配点、評価段階別重みについては、各都市の実情を勘案して変更が可能です。